一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浜玉町鳥巣字宇土川三九〇、三九九、四二五、四二九、四三一の一、四三一の三、字南四七二、五三一の一、字スクノモト七三九の一九、七三九の二二、字日当八二八、八二九、八三〇の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町平之字戌亥ヶ蔵三八の一四、字太道二四三四の一、二四八一の二、字浦山二四八九の一、二四九〇、二四九一の一、二四九三の一、二四九三の五、二四九三の二〇、二四九四の二、二四九五の二、字大藤二五九一の九、二五九一の二三、二五九一の四六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町瀬戸木場字広三　一四二の二、一五九の一、一五九の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町伊岐佐字弁方甲八五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町平山上字大平甲一七の七一、甲一七の七二、字石盛甲二七一の一、甲二七一の一七、甲二七一の二〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町谷畑字北谷五一一の二、五一七、五二二から五二四まで、五五一から五五四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年十二月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市駿河区石部字七曲一三八九の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年十二月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市御庄字久津神一〇九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百三十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。
なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十五年五月十一日に消滅したものとみなされる。
平成二十五年十二月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
1　登録番号　第19510号
2　登録年月日　平成22年5月10日
3　農林水産植物の種類
Acalypha wilkesiana Mull. Arg.
4　登録品種の名称　ファイヤーウェーブ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
柏原友道
埼玉県鴻巣市新井493
麻野間秀一
愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原157
小河原正純
埼玉県鴻巣市広田2604